

「令和7年度人権相談先周知用カードデザインコンテスト」実施要領

1 応募資格

広島県内の高校生（高等学校、高等専修学校、サポート校、各種学校など）ならどなたでも応募できます。

ただし、未発表のオリジナル作品に限ります。

他の作品やキャラクターの模倣、著作権を侵害している場合は、入選を取り消すことがあります。

2 応募内容

(1) カードデザインのテーマ

法務省人権擁護機関が実施している「LINEじんけん相談」、「こどもの人権SOSチャット」、「こどもの人権110番」及び「こどもの人権SOS-eメール」による相談先を掲載（裏面）することから、児童・生徒が親しみやすく、悩みを抱える児童・生徒に「相談してみよう」と一歩踏み出す勇気を与えるイラストとすること。

テーマに沿った文言を掲載することも可能です（令和6年度は「ひとりで悩まず、相談してください」）。

(2) 応募データ

画像データ（JPEG、PNGなど）、PDF、パワーポイント等による。

(3) カードサイズ等

縦55mm×横91mm程度。

制作上、4辺をそれぞれ3mm程度カットする場合があります。

また、イラストに文字を入れたり、周囲の加工など施す場合があります。

(4) 応募点数

一人3点まで。各1点ずつを個別の作品として審査します。

(5) 受付期間

令和6年12月末まで

(6) 審査会

令和7年1月中

(7) 審査発表

令和7年2月中

(8) 個人情報の適正な取扱いに関して

個人情報保護法により、応募の際に登録された個人情報は本コンテストの目的以外には使用しません。

なお、受賞者の氏名及び学校名は当局のHP上に掲載し、入選者はカードに掲載する予定ですが、希望により匿名とすることもできます。

(9) 著作権の扱い

応募作品のうち、受賞作品の著作権は、主催者側に帰属します。

3 応募方法

応募票とともに「jinken02_hiroshima_moj_bal@i.moj.go.jp」にメールで提出。
メールのタイトルには「カードデザインコンテスト応募」としてください。

4 賞

入選（一点）

佳作（若干）

入選作品は、令和7年度以降、広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県在住の小学生、中学生及び高校生に配布する相談先周知用カードのデザインとして採用します。

5 主催者

広島法務局人権擁護部、広島県人権擁護委員連合会